同意書 兼 誓約書

私は、沼津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（個人向け新築住宅 ZEH 化事業）の申請にあたり、下記の事項について誓約及び同意します。

また、この誓約に反していることが判明した場合は、市が指定する期日までに交付された補助金の返還に応じます。

なお、それにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

年　　月　　日

申請者名
（代表者名）　　印

※署名又は記名押印

補助対象者に関する要件
□ 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。 （市要綱第２条４（１））
□ 納期の到来した市税に滞納はありません。 また、市が市税の納税状況について調査することに同意します。 （市要綱第２条４（２））
□ 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。 （市別表実施主体）

補助対象事業に関する要件
□ 商用化され、導入実績があるものであって、中古設備でないこと。 （市要綱第２条２（１））
□ 各種法令等に遵守した設備であること。 （市要綱第２条２（２））
□ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 （市要綱第２条２（３））
□ 他の法令又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施する事業ではありません。 （市要綱第２条２（４））
□ 本市の他の補助金を得て実施する事業ではありません。 （市要綱第２条２（５））
□ 市長が必要と認め、経理状況その他必要な事項について報告や検査を求めたときは、これに協力すること。 （市要綱第７条）
□ 市内に設置されるものであること。 （市別表交付の要件２）

ZEHに関する要件
□ 省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。 （市別表交付の要件３）
□ 交付対象は、事業実施主体（新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。）が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEHを満たすこと）。 （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｂ）
□ 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」の例を参考にすること。 （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｃ）
□ ZEHのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。 （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｄ）
□ ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。 （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｅ）
【ZEH定義】 □ 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分 区分１～２： 0.40以下、区分３：0.50以下、区分４～７：0.60以下、区分８：なし） （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｅ（a））
□ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。（※１） （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｅ（b））
□ 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。（※３） （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｅ（c））
□ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。（※１※２） （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｅ（d））
※１ エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。 ※２ 再エネ等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。 ※３売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネに係る設備を当該住宅に導入する場合には国要領別紙２　２．ア（ア）、イ（キ）、イ（ク）又はイ（ケ）によることとする。
【直交集成板（CLT）を導入する場合】 □ 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。 （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｊ（a））
□ 交付対象住宅におけるCLT総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該CLTの使用量が0.1㎥／㎡以上であること。 （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｊ（b））

	□　工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号)」に準拠すること。 （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｊ（c）　）
	□　国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。 （注）CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、交付対象とならない。 （国要領別紙２　２．エ（ツ）要件ｋ）

太陽光発電設備に関する要件
□　本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 a）
□　固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得していないこと。また、取得の予定がないこと。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 b）
□　電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 c）
□　再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電)」(資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を実施すること。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d）
□　地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d(a)）
□　関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d(b)）
□　防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うこと。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d(c)）
□　一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d(d)）
□　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d(f)）
□　設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d(g)）
□　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d(h)）
□　防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d(i)）
□　交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。 （国要領別紙２　２．ア（ア）要件 d(j)）
□　次の（１）または（２）のいずれかを満たすこと

（１） 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。 （２） 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 （国要領別紙２ ２．ア（ア）要件 g）
□ 発電出力量等の計測器が設置されること。 （市要綱別表交付の要件３）
□ 設置した年度から５ヶ年に渡って、太陽光発電設備自家消費率を市に報告すること。 （市要綱別表交付の要件４）

蓄電池に関する要件
□ 本事業で設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。 （市要綱別表事業の内容）
□ 原則として、再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 （国要領別紙２ ２．ア（イ）要件 b）
□ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 （国要領別紙２ ２．ア（イ）要件 c）
□ 家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 （国要領別紙２ ２．ア（イ）要件 d）
【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当の kWh 未満）】 □ 蓄電システムの価格が 15.5 万円/kWh（工事費込み、税抜き）の１／３以下であること。 （市要鋼別表１イ 補助率等） 【蓄電池パッケージ】 □ 初期実効容量（JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方の値）が 1.0kWh 以上である蓄電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 また、システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 （国要領別紙２ ２．ア（イ）要件 h） 【性能表示基準】 □ 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 （国要領別紙２ ２．ア（イ）要件 i） 【蓄電池部安全基準】 □ JIS C 8715－2 又は IEC62619 の規格を満足すること。 （国要領別紙２ ２．ア（イ）要件 j） 【蓄電システム部安全基準】（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） □ JIS C 4412 の規格を満足すること。 （国要領別紙２ ２．ア（イ）要件 k） 【震災対策基準】（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） □ 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関（電気用品安全法国内登録検査機関かつ IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB））の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 （国要領別紙２ ２．ア（イ）要件 l）

【保証期間】

□　メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

（国要領別紙２　２．ア（イ）要件 m）